

報 告 2

本人確認情報の利用事務の削除に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について（8事務削除）

平成 29 年 12 月 21 日
総 務 部 市 町 村 課

条例施行から利用実績がなく、かつ、県民サービスに支障のない事務について事務の削除を行います。

なお、本条例案については、平成 29 年 2 月議会に上程することを予定しています。

1. 改正理由

条例施行から利用実績がなく、かつ、県民サービスに支障のない事務について、個人情報漏えいリスクの低減のため、事務の削除を行います。

※操作者登録者数は年間 3 名程度減少する見込み。

2. 改正内容

条例別表第一に規定されている以下の 8 事務について削除を行う。

①登録廃棄物再生事業者の変更届出に関する事務

二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）による同令第二十条の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

②産業廃棄物収集運搬業及び処理業に係る指定申請に関する事務

二十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）による同令第九条第二号の指定又は同令第十条の三第二号の指定に関する事務のうち規則で定めるもの

③小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請及び変更届出に関する事務

二十九 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）による同条例第十二条第一項の許可又は同条例第十五条第三項の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

④産業廃棄物収集運搬業及び処理業に係る変更届出に関する事務（②の変更届）

三十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年千葉県規則第四十三号）による同規則第十五条の届出に関する事務のうち規則で定めるもの

⑤不当景品類及び不当表示防止法による命令等に関する事務

三十一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）による同法第七条第一項の命令若しくは同条第二項の資料の提出要求又は同法第二十九条第一項の報告徴収、物件の提出命令若しくは立入検査に関する事務のうち規則で定めるもの

⑥特定商取引に関する法律による命令等に関する事務

三十二 特定商取引に関する法律（昭和三十七年法律第五十七号）による同法第六条の二の資料の提出要求、同法第七条の指示、同法第八条第一項の命令、同法第十二条の二の資料の提出要求、同法第十四条の指示、同法第十五条第一項若しくは第二項の命令、同法第二十一条の二の資料の提出要求、同法第二十二条の指示、同法第二十三条第一項の命令、同法第三十四条の二の資料の提出要求、同法第三十六条の二の資料の提出要求、同法第三十八条の指示、同法第三十九条第一項から第四項までの命令、同法第四十三条の二の資料の提出要求、同法第四十四条の二の資料の提出要求、同法第四十六条の指示、同法第四十七条第一項の命令、同法第五十二条の二の資料の提出要求、同法第五十四条の二の資料の提出要求、同法第五十六条の指示、同法第五十七条第一項若しくは第二項の命令、同法第五十八条の十二の指示、同法第五十八条の十三第一項の命令又は同法第六十六条第一項若しくは第二項（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の命令若しくは立入検査、同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の命令若しくは同条第四項の報告の要求に関する事務のうち規則で定めるもの

⑦千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例による指導、勧告等に関する事務

三十三 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）による同条例第十五条第一項の調査若しくは同条第二項の要求、同条例第十六条第一項の指導若しくは勧告、同条例第十七条の情報提供、同条例第二十二条第一項の調査若しくは同条第二項の要求、同条例第二十三条第一項の指導若しくは勧告、同条例第二十四条の情報提供、同条例第二十五条の情報提供、同条例第二十八条の援助、同条例第三十三条の指導若しくは勧告又は同条例第三十五条第一項の報告徴収若しくは立入検査に関する事務のうち規則で定めるもの

⑧漁業法による免許に関する事務

四十七 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）による同法第十条の免許に関する事務のうち規則で定めるもの

※⑤不当景品類及び不当表示防止法による命令等に関する事務に関する追記

<H25. 4. 1 施行時の事務内容>

- ◆違反の疑いのある事業者への「報告徴収」、「立入検査等」、「指示」
- ◆内閣総理大臣への「措置請求」
において住基ネットを利用。

<H27. 6. 1 改正施行内容>

消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与することで、都道府県の執行体制の強化を目的とした法改正が行われたため、住基ネットを利用する事務内容の追加、修正、削除を行ったもの。

- ◆違反の疑いのある事業者への「資料の提出要求」に関する事務を追加
- ◆違反の疑いのある事業者への「指示」から「措置命令」に関する事務に変更
- ◆内閣総理大臣への「措置請求」に関する事務を削除

<H28. 10. 25 改正施行内容>

- ◆法改正に伴う条項ズレ対応

3. 施行期日 公布日